

鶴岡市大山地内、西目地内で大型等の指定方向外進行禁止規制が実施されます。

この規制は、大型車の特定方向からの通行を制限するもので、

- ・ 鶴岡市西目地内を通行する県道の幅員が狭い
- ・ 大型車の迂回路が確保されている

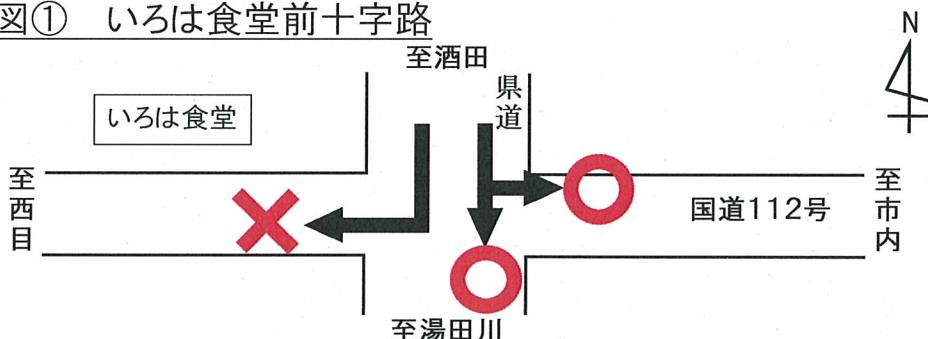
ため実施するものです。平成28年度以降に実施されますので、道路標識に従って通行をお願いします。

指定方向外進行禁止(終日実施)

対象車両:大型貨物車、特定中型貨物車、大型特殊車

番号	場所(通称名)	路線	内容
①	鶴岡市大山地内 (いろは食堂前十字路)	県道 酒田鶴岡線	酒田方面から 南進右折の禁止
②	鶴岡市西目地内 (金山口丁字路)	国道7号	新潟方面から 東進左折の禁止

規制図① いろは食堂前十字路



規制図② 金山口丁字路(由良坂丁字路)



上記2つの規制箇所の先に会社がある等、やむを得ない事情がある場合は通行許可の対象となりますので、鶴岡警察署で許可申請手続きを行ってください。

通行許可を受けずに通行した場合は交通違反となります。

お問い合わせ先 鶴岡警察署 交通課
0235-28-0110(内線415、417)

